3. 学生による授業評価については、現時点では学生による授業評価を義務付けていない。 これは、大学院の授業が少人数であるため、学生による評価になじまないこともある。 比較的規模の大きい授業などでは、教員による独自の方式で学生に対してアンケートな どを通じた授業評価を行っている。

(点検・評価の結果)

- 1. 教育改善への取り組みとして、商学研究科では分野ごとで教育の質を高める方法、研究指導についての話し合いが行われており、それらは提供する科目の内容にも影響を与えている。しかし、現時点では分野間での連携や商学研究科全体としてのFDについて十分に時間をとった話し合いは行われていない。
- 2. シラバスについては、授業の受講生が少ない科目が多いため、学生の希望、能力を見極めた上で講義が行われるという事情もあるが、全授業でのシラバス配布を義務付けることはしていないが、社会人を対象とした授業をはじめ比較的多くの授業においてシラバスの配布は行われている。
- 3. 学生による授業評価については、大学院のような少人数の授業は学生による評価にな じまないこともある実施していないが、一部の授業では教員による独自の方式で学生に 対してアンケートなどを通じた授業評価を行っている。

(改善の具体的方策)

- 1. 各分野での教育の質を高める方法、研究指導についての話し合いのみではなく、分野間での連携について、商学研究科全体としてのFDの話し合いを行う。
- 2. シラバスについては、授業の受講生が少ない科目が多いため、学生の希望、能力を見極めた上で講義が行われるという事情もあるが、全授業でのシラバス配布に向けた取り組みを行う。
- 3. 学生による授業評価については、大学院のような少人数での授業が行われる中でどのような評価方法がよいのかについて検討し、実施する。

6.2.3.5 学位授与・課程修了の認定

【評価項目 6-6-1】 学位授与

- (必須要素)修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- (必須要素) 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- (選択要素)修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
- (選択要素) 学位論文審査における当該大学 (院) 関係者以外の研究者の関与の状況
- (選択要素) 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

【評価項目 6-6-2】 課程修了の認定

(必須要素)標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、 妥当性

<2003 年度に設定した目標>

- 1. 早期の課程博士学位授与
- 2. 博士学位審査への外部審査委員の委嘱
- 3. 前期課程における早期修了制度の検討
- 4. 論文博士の学位授与に関する制度の整備・充実

(現状の説明)

1. 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

2005年3月までの修士・博士の各々の学位の授与状況は「大学基礎データ」表7に記載のとおりである。

(1) 修士学位

前期課程による修士学位の授与は、マネジメント・コースの存在により相当数に及んでいるが、今後、同コースの停止により、その部分が減少する。したがって、30名の定員の確保と、十分な教育によるほぼ全員への修士学位授与を継続的に維持することが課題である。

従来、授与する修士学位は修士(商学)または修士(経営学)であったが、2005年度から課程を改編したことに伴い、学位付記名称の見直しを行った。改編後に設けられた「専門学識コース」においては、専門分野に特化した教育を行うため、6つの専門分野に応じた、修士(経営学)、修士(会計学)、修士(流通・マーケティング)、修士(ファイナンス)、修士(ビジネス情報)、修士(国際ビジネス)とし、専門性を重視した名称を学位に付記する。「研究職コース」においては、前期課程では複数の専門分野にわたった研究基盤の付与を基本とするため、修士(商学)を授与する。

(2) 博士学位

博士学位の授与のうちいわゆる課程博士に関しては、改編後は「研究職コース」による前期課程・後期課程5年一貫教育を原則とし、可能な限り課程年限内、遅くとも後期課程入学後6年以内を年限とした学位授与を基本方針として指導に当たる。

なお、従来、僅少であった課程博士の授与数は、ここ数年、数件ではあるが継続的 な授与が見込める状況になってきている。

2. 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

2005年度の課程再編後は、修士学位の授与は30単位の学修と修士論文の審査によって行う。単位の認定は各担当教員によって厳格になされ、修士論文の審査は専門分野教員2名と専門分野外教員1名によって行われ、各教員が個別に評価する。修士学位に関しては、この方式で十分に透明で、客観的な審査が可能であると考えられる。

なお、課題研究による修士学位授与は、2005年度入学生からはなくなるが、連携大学院等の検討が行われる場合には、必要に応じて従来のマネジメント・コースで行われているような複数教員による研究論文審査等を考慮するものとする。

博士学位については、2005年入学生から以下のような5年一貫での指導体制・標準的審査日程をとることを原則とする。

まず、前期課程1年では、4月に、履修の原則、研究指導体制、標準的指導日程等を記載した履修要項を配布する。そして、4月から9月までの間に委員長(指導教授)、委員1名の計2名からなる博士論文指導委員会を設置し、博士論文指導及び後期課程進学のため必要とされる「主分野外科目」の履修に関する指示等を行う。その後、学生は原則的に9月、博士論文指導委員会が認めた場合には翌年3月までに、研究の目的、論文の基本構想等を記載した博士論文研究準備計画書を提出する。前期課程2年においては、博士論文の中間段階としての修士論文を提出する。

課程博士授与のための制度として、在学中(前期課程を含む)および後期課程進学後5年以内の早期に専攻する分野についての主分野学力試験を行う。受験資格は主分野外科目12単位の修得、テーマに関する論文1本(修士論文を含む)であり、論文の要件は指導委員会が判定する。複数(2名)の出題による180分の論文試験として実施する。試験は毎年6月および12月に定期的に実施する。主分野学力試験に合格し、テーマに関する論文が修士論文を含み3本ある学生は、博士論文がほぼ完成した段階で博士論文の目次、概要を記載した課程博士候補者試験申請書を提出する。提出期間は毎年6月および12月である。申請書が提出された場合、研究科は博士論文指導委員会メンバーを主査、副査とし、副査をもう1名加えた3名で構成する博士論文審査委員会を設置し、博士論文の概要についての報告および口頭試問による120分の公開の課程博士候補者試験を実施する。合格者は課程博士候補者となり、該当者には「課程博士候補者証明書」を発行する。

毎年10月末または4月末を期限とし、課程博士候補者は博士論文を提出し、博士学位を申請することができる。ただし、申請は原則として後期課程に在籍する者とし、後期課程進学後6年以内の者(満期退学者を含む)は申請資格を有する。6年を超えた者は課程博士を申請することはできない。

博士論文が提出された場合には、大学からの回送後、直ちに研究科後期課程委員会で受理審査を行い、受理された学位論文の審査ならびに縦覧を行う。10月末提出期限の論文にあっては翌年1月下旬および4月末提出期限の論文にあっては同年7月下旬に研究科後期課程委員会で最終審査を行い、審査合格者に博士学位を授与する。

後期課程からの「研究職コース」への入学者の指導体制は、入学後に前述の前期課程 1年に記載の体制をとり、「在学中(前期課程を含む)および後期課程進学後6年以内」 に記載の手順にしたがう。

なお、論文博士については、慣行的な制度は存在しているが、今回、課程博士について設けるような整然とした制度は整備していない。今後、多様な方式での論文博士授与の可能性を含めて、制度の検討が課題である。

- 3. 学位論文審査における当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況
 - 従来、博士学位論文審査において、当該大学院関係者以外の研究者の関与は皆無ではないが多いとはいえない状況にある。したがって、審査の透明性、客観性をさらに高めるため、今後、これらの関与について検討する。
- 4. 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性 留学生への学位の授与に関しては、入学試験の出願条件として日本留学試験による日

本語能力を判定しているため、通常の留学生に関しては、日本語指導等は必要がない状況にある。今後、国費留学生等には、通常の外国人留学生入試を受験せず入学を認める方向も検討課題であり、その際には日本語指導等の配慮が必要となると考えられるが、学内においても国際教育・協力センターがそのための講座を設けており、対応可能な状況にある。

5. 課程修了の認定 (大学3年卒業の特例を含む)

現在、商学部に学部3年次卒業で商学研究科前期課程に進学する「研究・専門職コース」が設けられている。この制度では、一定の成績要件等が設けられており、優秀な学生の進学を促している。2004年度商学部入学生からは、このコースによらない「飛び級入学制度」が設けられ、商学部において優秀な成績を修めた学生の進学をさらに助長することとなった。その場合でも、前期課程の標準修業年限は2年であり、商学研究科では通常の大学院(前期課程)の学生としての教育が行われる。特に優秀な学生に対しての標準修業年限未満での修了は、学部との連携でのカリキュラム設定等との関連で、今後の課題となっている。

(点検・評価の結果)

商学研究科では2005年度から「専門学識コース」および「研究職コース」に区分した 教育課程の改編を行った。学位授与に関しても、2005年度入学生から、新たな教育課程 による方式が適用されている。

- 1. 修士学位の授与に関しては、マネジメント・コース学生が2005年度をもってほぼ修了することになることから、2006年度からは授与数が減少することが予想される。これについては所定の定員数の入学生を確保し、継続的な学位授与を図ることが重要と考えられる。
- 2. 学位授与方式の適切性・透明性に関しては、前期課程、後期課程とも授与に関する制度を整備したので、実際の運用上で出現する問題に遅滞なく対応するとともに、さらなる透明性の確保を図ることとする。
- 3. 学位論文審査における商学研究科以外の研究者の関与については、基本的に修士学位に関しては商学研究科内部で審査が可能な状況にある。博士学位に関しては、従来から必要に応じて外部審査委員を加える方式が採られているが、すべての審査について外部委員を加える方式は採っていない。
- 4. 留学生への学位授与に関しては、博士学位は事例が少ないが、修士学位は留学生の増加に伴った授与数の増加が見られており、かつ入試で一定の学力の判定を行っているため、順調に学位が授与されている。
- 5. 標準修業年限未満での修了については、その可否を含めて、学部との連携等が課題となっている。
- 6. 学位授与に関しては、更なる透明性や審査の厳正性の維持・促進が重要な課題となる。

(改善の具体的方策)

1. 現状では2005年度入学生とそれ以前の入学生が存在し、当面は2つの方式の学位授与

制度を維持するが、とくに後期課程については2005年度入学生から、後期課程進学後6年以内での学位授与を意図した教育体制をとることから、改編した学位授与制度の円滑な運用状況を継続的に点検し、実効の上がる諸策を適時に措置する。

2. 論文博士に関して、「短期修了制」による課程博士制度への組み込み等の検討を開始するのが適切であると考えられる。